

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工事等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 3 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 3 条第 2 項 美郷町墓地公園設置条例施行規則第 5 条、第 6 条、別表
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例 (墓地) 第 3 条 略 2 墓地は、焼骨を埋蔵することを目的に使用し、許可を受けて碑石を建設する場所とする。</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例施行規則 (施設工事許可申請) 第 5 条 使用許可を受けた墓地に碑石等を施設又は施設した碑石等を変更しようとする者は、施設工事許可申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。 (施設の制限) 第 6 条 使用許可を受けた墓地に施設するものの規格等については、別表に定める基準によらなければならない。 別表 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 5 条、第 6 条第 1 項 美郷町墓地公園設置条例施行規則第 2 条、第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例 （使用者の資格） 第 5 条 墓地を永代使用（以下「使用」という。）する者は、本町に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、使用許可後町外に転籍若しくは転住した者又は町長が特に認める場合は、この限りでない。 （使用許可） 第 6 条 墓地を使用する者は、町長の許可を受けなければならない。 2 略</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例施行規則 （使用者の資格の特例） 第 2 条 条例第 5 条ただし書に規定する町長が特に認める場合は、次のとおりとする。 （1） 町内において死亡した者を埋蔵するため、必要があると認めたもの （2） 本籍又は住所を有しないが当町出身者であり、町内に縁故者が居住しているもの （3） 将来当町に住居する意思を有するもの 2 町の区域外に住所を有する者が墓地の使用許可を受けようとするときは、次に該当する者を保証人に立てなければならない。 （1） 町内に住所を有すること。 （2） 年齢 20 歳以上であって、成年被後見人及び被保佐人でないこと。 （3） 条例及びこの規則に基づき負担すべき債務を履行する能力を有することが確実であると認められること。 （使用許可申請）</p>

	第3条 条例第6条第1項の規定により、墓地の使用許可を受けようとするときは、墓地使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 7日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の承継の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 8 条 美郷町墓地公園設置条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町墓地公園設置条例 （使用の承継） 第 8 条 墓地の使用は、その祭しを行う相続人若しくは親族又は縁故者等に限り、町長の承認を受け承継することができる。
	<input type="checkbox"/> 美郷町墓地公園設置条例施行規則 （承継使用の申請） 第 7 条 条例第 8 条に定める使用の承継を受けようとする者は、その本籍及び住所を証明する書類のほか、従前の使用者との関係を証明する書類並びに従前の墓地使用許可証を添えて、墓地使用承継申請書（様式第 4 号）を提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	原状回復の免除の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例第 9 条 美郷町墓地公園設置条例施行規則第 8 条第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例 (墓地の返還) 第 9 条 使用者の都合により墓地を返還するときは、速やかに原状に復さなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>○美郷町墓地公園設置条例施行規則 (墓地の返還届) 第 8 条 略 2 前項による返還に当たり、町長より原状への復旧を要しない承認を受けようとするときは、返還の理由及び復旧を要しない承認を受けようとする理由を証する書類を添えて申請しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日